

## 就学援助制度のお知らせ

【 令和 6 年度 】

義務教育に必要な費用を援助します。

市川市では、

経済的に困りの保護者の方に、小・中・義務教育学校の学用品費や給食費などの一部を援助しています。

希望される方は、学校に申請してください。《但し、所得の制限があります》

現在、就学援助の認定を受けている方も、毎年度申請手続きが必要です。

市川市教育委員会 学校教育部 就学支援課

☎ 047 (704) 0256 【直通】

# 1 対象となる方（市川市に居住し、下記(1)または(2)に該当される方

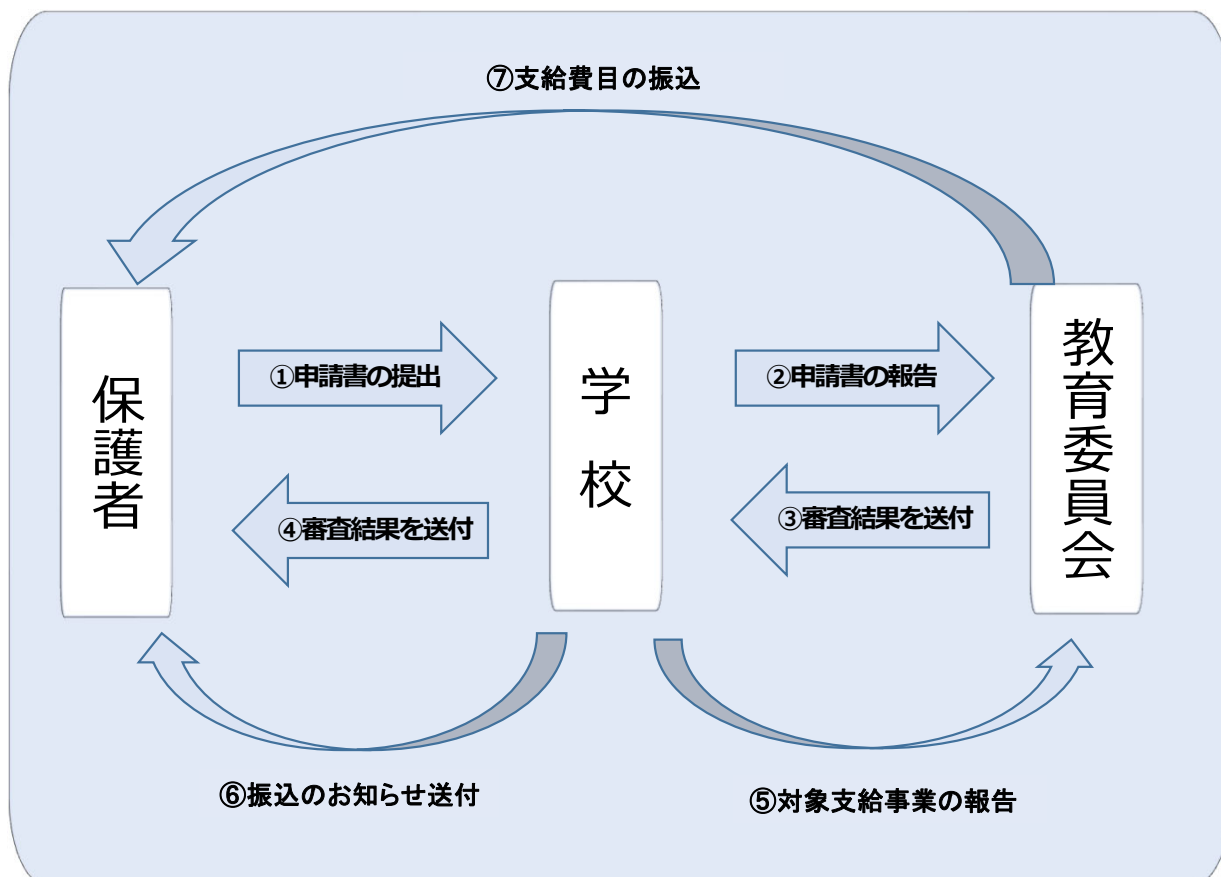
- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 生活保護は受けていないが経済的に困りの方  
 例として、市民税が非課税である、児童扶養手当を受給している、所得が少ない など  
 ※ 就学援助の対象となるか不明な場合は、就学支援課までご相談ください

◆所得が少なく、右記 主な申請事由が10番の対象となる世帯の所得限度額の目安◆  
 ※( )内は給与収入の場合

世帯構成		持家の場合	借家の場合
例1	母・子 (32歳) (小1)	約181.5万円 <b>(約271.1万円)</b>	約260.3万円 <b>(約380.7万円)</b>
例2	父・母・子・子 (35歳) (32歳) (小1) (4歳)	約269.2万円 <b>(約391.9万円)</b>	約348.0万円 <b>(約490.3万円)</b>
例3	父・母・子・子 (45歳) (42歳) (中1) (小4)	約301.2万円 <b>(約431.0万円)</b>	約380.3万円 <b>(約530.7万円)</b>
例4	父・母・子・子・子 (45歳) (42歳) (中2) (小3) (5歳)	約323.6万円 <b>(約459.9万円)</b>	約402.7万円 <b>(約558.7万円)</b>

- ※ 上表の所得限度額はあくまでも目安です。世帯構成によって所得限度額は、変わりますので、詳しくは就学支援課までお問い合わせください。
- ※ 所得（収入－必要経費）は、給与所得者の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」にあたり、事業所得者の場合、所得税の確定申告書の「所得金額」の「合計」にあたります。
- ※ 所得限度額は世帯全員の所得を合算した額となります。住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含めて審査します。

## ◆◆◆◆◆ 申請・認定・支給のながれ ◆◆◆◆◆



※ 上記、申請・認定・支給のながれは予定です。実際とは、異なる場合があります。

## 2 申請の方法 ※児童・生徒1人につき1枚の申請書が必要です。

### (1) 申請書の記入

申請書は学校の事務室にあります。記入例を参考に必要事項を記入してください。

下記の表を参考に申請理由に応じた必要書類を添付してください。

主な申請事由		添付書類
1	生活保護を受けている方	必要ありません
3	市民税非課税の決定を受けた方 ※世帯全員が非課税の場合です。一人でも違う場合は、10番の申請となります。	市県民税非課税証明書（世帯全員の分） ※住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含まれます。 ◎市川市では、就学援助申請のための市県民税非課税証明書の交付手数料は「全額免除」となります。
6	国民年金保険料が全額免除された方 ※世帯全員が全額免除の場合です。一人でも違う場合は、10番の申請となります。	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し（世帯全員の分） ※住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含まれます。
7	児童扶養手当の支給を受けている方	児童扶養手当証書の写し
10	上記1～7に該当しないが 経済的に困りの方  ※現在、収入がない方 現在、収入がなくても前年に収入があった場合は、右記の書類を添付してください。	◎ 前年の収入状況を証明する書類（世帯全員の分） ※住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含まれます。 ① 令和5年分給与と所得の源泉徴収票の写し ② 令和5年分公的年金等の源泉徴収票の写し ③ 令和5年分所得税の確定申告書の写し（一・二表）等のいずれか  ※令和5年度課税証明書は添付書類としてお使いになれません。 (令和6年6月頃に発行される令和6年度課税証明書は、添付可能です)  ◎ 住宅賃貸借契約書の写し 賃貸住宅にお住まいの方は、保護者が借受名義の賃貸契約書の写しをご提出ください。

## 3 提出方法

◇ 通学する学校の事務室へ提出してください。

## 4 提出期限

◇ 令和6年4月30日（火）まで

（この期日までに提出された方は4月1日付認定となります）

※ **提出期限を経過しても、申請は随時受付けています。**

各月の15日までに申請した場合は申請月の1日から、16日以降に申請した場合には申請月の翌1日から援助を受けることが出来ます。遡っての申請は出来ません。

## 5 審査の結果のお知らせ（申請された方全員にお知らせします）

審査結果は学校を通じてお知らせします。令和6年4月30日（火）までに提出された方へのお知らせは7月上旬頃となります。期限以降に提出された方へのお知らせは、申請を受けてから約1～2ヶ月後となります。

※審査の際、記載内容の漏れ・書類の不備等があった場合は、審査の結果が遅くなる場合がありますので、ご了承ください。

## 6 援助の種類と令和5年度支給実績額（年額）

支給費目	生活保護	生活保護以外	小学校		中学校		※1※2 支給時期 (各月の月末頃)
			義務教育学校 前期課程		義務教育学校 後期課程		
			1年生	2～6年生	1年生 7年生	2～3年生 8～9年生	
就学奨励費（学級費等）	×	○	6,000円（月500円）		9,000円（月750円）		7月、11月、3月
学用品費・通学用品費	×	○	11,630円 (月969円) <small>(4月のみ971円)</small>	13,900円 (月1,158円) <small>(4月のみ1,162円)</small>	22,730円 (月1,894円) <small>(4月のみ1,896円)</small>	25,000円 (月2,083円) <small>(4月のみ2,087円)</small>	7月、11月、3月
新入学児童生徒援助費※3 (入学前に支給を受けた方の重複支給はありません)	×	○	54,060円	—	63,000円	—	入学前3月 または7月
校外活動費（宿泊あり）	×	○	実費		実費		学校からの報告後
校外活動費（宿泊なし）	○	○	実費		実費		学校からの報告後
修学旅行費	○	○	—	実費(6年生)	—	実費(3年生)	学校からの報告後
通学費 (片道の通学距離が小学生で4km、中学生で6km以上、かつ公共の交通機関を利用したときの費用)	×	○	実費		実費		学期毎
体育実技用具費 (中学校の授業で使用する柔道着)	×	○	—		実費（上限あり）		学校からの報告後
卒業アルバム代	×	○	実費(6年生)（上限あり）		実費(3年生)（上限あり）		3月
学校給食費	×	○	現物給付※4		現物給付※4		/
医療費※5	○	○	医療券を交付		医療券を交付		医療機関受診時

- ※1 就学援助制度は、認定された方に上記の就学援助費を支給する制度です。就学援助費は、上記の表の支給時期になりましたら、指定された保護者名義の口座に振り込みます。なお、学校に納付する費用は、学校の指示により納めてください。
- ※2 年度途中で認定になった方は、認定期間に応じた金額を支給しますので、上記の表の金額より少なくなります。また、認定日以前に生じた費用に対する支給はありません。
- ※3 「新入学児童生徒援助費」の対象は、4月に認定となった小学校（義務教育学校）1年生と中学校1年生（義務教育学校7年生）のみとなります。ただし、前年度3月に支給された方は対象外となります。
- ※4 令和5年度から学校給食費が無償になったため、支給はありません。
- ※5 「医療費」は、学校保健安全法で定められた疾病（むし歯、トラコーマ、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、はくせん、かいせん、膿かしん、寄生虫病）にかかり、学校から治療の指示があったときに、その治療費（保険診療の自己負担相当分）を援助します。該当される方は、学校から市川市就学援助（医療費）について（お知らせ）と申請書が配付されますので、申請書と所定の添付書類とともに教育委員会に提出してください。申請後に交付する「医療券」を医療機関に提出すると、無償で受診することができます。